

## 春学期第5問

妻甲は、不仲の夫Vを自動車事故に見せかけて殺害することで、生命保険金を騙し取ろうと考えた。そこで、不倫相手の乙に対し、Vの死亡で巨額の生命保険金が入ることを隠したまま、乙自身が自らの手でVを殺害するように懇願した。甲との不倫関係を継続したい乙は、渋々、その依頼を引き受けて殺害計画を立て始めたが、スポーツマンで屈強なVを一人で殺すのは難しいと考え、裏社会の人間に殺害させることにした。そこで、インターネット上の闇サイトを利用してA・B・Cと連絡を取り、多額の報酬を約束してVの殺害を依頼したところ、A・B・Cは、報酬欲しさからこれを引き受けた。

A・B・Cは、実行犯であるBらが乗った自動車（「犯人使用車」）をVの運転するV所有の自動車（「V使用車」）に衝突させ、衝突事故の示談交渉を装ってVをBの自動車内に誘い込み、Vに睡眠薬を嗅がせて昏倒させた後、自動車と一緒に水中に転落させてVを溺死させるという計画を立てた。

犯行当日、午後9時30分頃、A・B・Cは計画どおり、市内の路上において、犯人使用車をV使用車に衝突させたうえ、示談交渉を装ってVを車内に誘い入れた。Aは、睡眠薬を染み込ませたタオルをVの鼻口部に押し当て、睡眠薬を吸引させ続けてVを昏倒させた（「第1行為」）。その後、A・B・Cは、VをV使用車に乗せて数キロメートル離れた港まで運んだが、乙を呼び寄せた上でVを海中に転落させることに決め、乙に電話でその旨を伝えた。午後11時30分頃、現地に到着した乙とA・B・Cは、V使用車ごとVを岸壁から海中に転落させて沈めた（「第2行為」）。

Vの死因は、溺水に基づく窒息であるか、そうでなければ、V自身の体調不良により睡眠薬が過剰に作用したことに基づく窒息又は循環不全であるが、いずれであるかは特定できない。また、Vは第2行為より前の時点で、第1行為により死亡していた可能性も否定できない。

さらに、乙、A・B・Cはいずれも第1行為自体によってVが死亡する可能性があるとの認識を有していなかった。客観的に見ても、第1行為は人を死に至らしめる危険性の高い行為ではない。もっとも、病気で体が弱っている場合や何らかの理由で貧血状態になっている場合には、一般的に言われている睡眠薬の致死量よりも少ない量の服用で死亡する可能性があるとしてされているが、Vが体調不良であったことはV自身以外誰もが不知であった。

甲は、乙自身が殺人を実行する限り、その手段、方法については、すべて乙に委ねていたが、Vの遺体が発見されないまま数か月が経過したこともあり、自ら潜水業者に依頼して海中を捜索させるなどしていた。遺体が発見されると、直ちに保険金請求手続きをし、一億数千万円の死亡保険金を受け取ったが、その金額の大半は別の不倫相手に貢いだのだった。

甲、乙の罪責について論ぜよ。

参照:最決平成16年3月22日刑集58巻3号187頁